

箕輪町職員向け業務における生成 AI 利用ガイドライン

令和 7 年 5 月 2 9 日
総務課 DX 推進室

1. 目的

このガイドラインは、箕輪町職員が業務の効率化および行政サービスの向上を目的として、生成 AI を安心かつ積極的に活用するために必要な事項を定めるものである。また、町が保有する情報資産の適切な管理および生成 AI から得られる情報の適正な利活用を図るとともに、生成 AI の活用に関する町の基本的な方針を明らかにし、住民に対してもその適正な利用を示すことを目的とする。

2. 定義

このガイドラインにおいて「生成 AI」とは、対話形式で入力した情報に対して AI が生成した生成物を出力する約款による外部サービスのことをいう。

3. 対象とする生成 AI

対象とする生成 AI は、原則として町職員が入力した情報を学習データとして利用されないよう構成されているもの又は設定できるものに限る。

現時点で対象とする生成 AI は「Sanitizer AI Gateway (ChatGPT)」とする。

4. 適用範囲

このガイドラインは、町職員（正規職員、会計年度任用職員）が業務において生成 AI を利用する場合に適用する。

5. 利用ルール（原則）

生成 AI の利用にあたっての具体的な運用手順、設定方法、注意点等は、別途定める庁内向けの「箕輪町職員向け業務における生成 AI 運用ルール」に基づくものとする。

6. 生成 AI を利用可能な業務の範囲

生成 AI は、以下の業務において利用可能とする。

- (1) 文章の要約、翻訳、または平易な表現への書き換え
 - (2) 挨拶文、メール文、町ホームページ掲載用文書等の素案作成
 - (3) 文章の校正・改善
 - (4) 公開情報の整理・表形式への変換
 - (5) アイデアの着想・発展
 - (6) Excel マクロ等のプログラムの作成・修正
 - (7) 庁内事務手続きの確認や QA 集の素案作成
 - (8) 広報用画像、挿絵、図表等の視覚的生成物の作成
- ※著作権、肖像権など第三者の権利には十分留意すること（詳細は第 8 項参照）。
- (9) その他、業務の効率化および行政サービス向上に資する業務

7. 入力情報に関する遵守事項

生成 AI への入力情報は、学習データとして使用されない場合でも、一定期間ログとして保存される可能性がある。そのため、以下の情報は入力してはならない。

- ・ 個人情報
- ・ 機密情報
- ・ 第三者への提供・公開を前提としていない業務情報

8. 生成物の取扱いに関する遵守事項

生成 AI から得られた生成物を業務で利用する際は、以下の事項を必ず確認し遵守すること。

- ・ 内容に誤りがないこと。
- ・ 公平性・中立性に問題がないこと。
- ・ 著作権、肖像権、商標権など、第三者の権利を侵害していないこと。
- ・ 第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすおそれがないこと。
- ・ 町として説明責任を果たせる内容であること。

また、画像などの視覚的生成物については、誤解を招かぬよう内容を精査し、必要に応じて出典・注釈を明記するなど、適切な情報提供に努めること。

9. 利用の停止

生成 AI の利用規約の変更、新たなリスクの発生等が認められ、やむを得ない場合、総務課 DX 推進室は、一時的な利用の停止を決定し、その旨を職員に周知するものとする。

10. その他

このガイドラインに関する疑義及び運用に関する相談については、総務課 DX 推進室において対応する。

| 改訂日 | 改訂内容 | 備考 |

| 2025 年 5 月 29 日 | 対象とする生成 AI の限定 | 大幅見直し・実務対応強化 |

| 2024 年 2 月 13 日 | 初版策定 | - |